

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 観光振興課

許認可等の内容		倭町小江戸ひろば使用料還付の承認
根拠法令等及び条項		栃木市倭町小江戸ひろば条例第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市倭町小江戸ひろば条例施行規則 (使用料の還付)</p> <p>第7条 条例第8条ただし書の別に定める事由は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない事由により利用することができないとき。</p> <p>(2) 利用期日の2日前までに利用の取消しを申し出たとき。</p>	